

地域型保育事業所（小規模保育事業等）の認可・確認について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 3 4 条の 1 5 第 4 項並びに狭山市家庭的保育事業等の認可に関する規則（平成 27 年規則第 14 号）第 4 条及び子ども・子育て支援法第 4 3 条第 3 項の規定に基づき、狭山市子ども・子育て会議の意見を伺います。

○児童福祉法

第 34 条の 15 第 4 項 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○狭山市家庭的保育事業等の認可に関する規則

（意見の聴取）

第 4 条 市長は、法第 34 条の 15 第 5 項の認可をしようとするときは、狭山市子ども・子育て会議（狭山市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 27 号）に規定する狭山市子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴くものとする。

（特定地域型保育事業者の確認）

○子ども・子育て支援法

（特定地域型保育事業者の確認）

第 43 条

3 市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【設置者】

法人名	株式会社ニチイ学館
所在地	東京都千代田区神田駿河台 2 - 9
代表者	寺田 明彦

【認可申請の概要】

事業の種類	小規模保育事業 A 型
名称	ニチイキッズさやま保育園
所在地	狭山市入間川 1 - 7 - 7 HIRO'S 入間川 1 階
開所予定日	平成 2 9 年 4 月 1 日
利用定員	1 9 名（0 歳児 6 名、1 歳児 6 名、2 歳児 7 名）

【審査結果】

認可基準チェックシート参照

【意見を求める事項】

本件申請について審査した結果、児童福祉法に基づく認可基準に適合していること、設置者の基準に適合していると判断できることから、児童福祉法第34条の15第5項の規定に基づき、平成29年4月1日付で認可することについて意見を伺います。

また、子ども・子育て支援法に基づく基準に適合していることから、平成29年4月1日付で確認することについて意見を伺います。

※「確認」とは、子ども・子育て支援法第29条第1項に定める地域型保育給付費の支給に係る事業を行う事業者として、同法第46条に規定する基準に適合しているかを確認することをいう。

認可・確認に関する根拠法令

1. 市町村が認可を行うことについての根拠

児童福祉法第34条の15第2項

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

2. 市町村が審査を行う基準

児童福祉法第34条の15第3項

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準※1に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準※2(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

※1 狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

3. 認可に関する根拠

児童福祉法第34条の15第5項

5 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準※1に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準※2(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。

※2 第三項各号に掲げる基準とは

- 一 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。))が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- 四 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む、当該認可を取り消

された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの)のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村が確認を行うことについての根拠

子ども・子育て支援法第 29 条第 1 項

(地域型保育給付費の支給)

第 29 条 市町村は、支給認定子ども（第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満 3 歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満 3 歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

5 確認に関する根拠

子ども・子育て支援法第 43 条第 1 項

(特定地域型保育事業者の確認)

第 43 条 第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号 ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号 ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

6 市町村が確認を行う基準

子ども・子育て支援法第 46 条第 1 項及び第 2 項

(特定地域型保育事業の基準)

第 46 条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

※児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準とは「狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」をいう。

※市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準とは、狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をいう。